

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りをいたします。

日程第1、認定第1号 平成27年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、
日程第13、認定第13号 平成27年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついてまでは、議長・議会推薦の監査委員を除く議員10名で構成する決算特別委員会を設
置し、これに付託し審査したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第13号については、議長・議会推薦の監査委員を除く
議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいた
しました。

それでは、決算特別委員会の正副委員長は、委員会条例第6条第2項の規定により、委員
の互選により決定するとありますので、特別委員会で互選をお願いしたいと思います。

尚、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第7条第2項により、互選に関する職務は
年長の委員が行うと規定されておりますので鈴木征委員に臨時委員長をお願いいたします。

決算特別委員会の場所は本議場とします。委員会の正副委員長が決まり次第、議長に報告
をお願いいたします。

ここで、決算特別委員会正副委員長選任のため、暫時、休議いたします。

〔当局 退席〕

休憩 午前10時02分

再開 午前10時16分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

決算特別委員会の委員長に中野大徳君、副委員長に大塚純一郎君が選任されましたので報
告をいたします。

お諮りをいたします。

ただ今、決算特別委員会に付託しました認定第1号から認定第13号については、会議規則第46条第1項の規定によって、9月15日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第13号については、9月15日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

審査を終了次第、委員長の責任において、審査結果の報告書を作成し、議長に提出されるようお願いをいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第7号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第14、報告第7号 平成27年度只見町の健全化判断比率について報告を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 報告第7号 平成27年度只見町の健全化判断比率について説明いたします。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものでございます。

一枚めくっていただきまして、町長宛に、代表監査委員から審査結果の報告を8月26日付でいただいております。

一枚めくっていただきまして、審査の概要についてはご覧をいただきたいと思います。審査の結果につきましては、総合意見といたしまして、いずれも適正に作成されているものと認められるという意見をいただいております。実質公債費比率につきましても、平成27年度におきましては0.6ポイント改善がさらに図られたということで、2.9パーセント、ひとつの目安となっております早期健全化基準25パーセントでございますので良好な結果であるということでございます。個別意見につきましては、実質赤字額が生じていない。連

結実質赤字比率についても赤字額が生じていないため算出されない。実質公債費比率につきましては、今ほど申し上げました2.9パーセントで、昨年比0.6ポイントの減となっております。将来負担比率につきましても算出されないということで、是正改善を要する事項としては特に指摘すべき事項はないというご報告をいただいております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 以上で報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第8号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第15、報告第8号 平成27年度只見町の資金不足比率について報告を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 続きまして、報告第8号 平成27年度只見町の資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

一枚めくっていただきまして、これも8月26日付で代表監査委員から審査結果についてご報告をいただいております。

また一枚めくっていただきまして、審査の概要についてはご覧いただきたいと思っております。審査の結果、総合意見につきましては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められるということで、このとおりでございます。(2)個別意見といたしまして、資金不足比率について、昨年に引き続き資金不足額が生じていないため算出されない。早期健全化基準の20.0パーセントと比較すると、良好な状態にあると認められる。(3)是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はないという報告をいただいております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 以上で報告は終わりました。



◎報告第9号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第16、報告第9号 株式会社津ただみ振興公社の経営状況について報告を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） それでは、株式会社津ただみ振興公社、第21期の決算報告を説明申し上げます。

1ページでございますが、貸借対照表でございます。平成28年3月31日現在となっております。まず左側の資産の部でございますが、流動資産が2,999万2,664円。固定資産56万3,803円。最下段、資産の部の合計でございますが、3,055万6,467円となっております。右側、負債の部でございますが、流動負債587万6,413円。負債の部の合計で587万6,413円でございます。その下、純資産の部でございますが、純資産の部につきましては、合計で2,468万54円。最下段の負債及び純資産の部が合計で3,055万6,467円となっております。

それから、隣、右側の2ページでございますが、損益計算書でございます。損益計算書につきましては、中段に売上総利益として5,369万9,257円を計上しております。その下の販売費、一般管理費でございますが、5,698万1,664円。その下、経常損失でございますが、248万2,011円でございます。税引前の当期損失が221万5,752円。当期損失として240万752円となっております。

3ページでございますが、販売費及び一般管理費で、先ほど損益計算書で申し上げた5,698万1,664円の内訳でございますのでご覧いただきたいというふうに思います。

4ページにつきましては、株主の資本等変動計算書になってございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 以上で報告は終わりました。



◎報告第10号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第17、報告第10号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況について報告を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きまして、報告第10号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況でございます。

決算報告書をご覧いただきたいというふうに思います。1ページに貸借対照表がございます。平成28年3月31日現在でございます。資産の部でございますが、流動資産として5,420万7,239円。中段のほうですが、固定資産として161万1,593円。最下段、資産合計としまして5,581万8,832円となっております。右側、負債の部でございますが、負債合計としまして2,129万6,283円となっております。純資産の部につきましては株主資本、利益剰余金含めまして、純資産の合計が3,452万2,549円。負債・純資産の合計が5,581万8,832円となっております。

それから2ページに損益計算書がございます。売上総利益でございますが、中段にあります4,150万8,002円。販売費及び一般管理費につきましては3,872万5,558円となっております。営業外収益、費用含めましての経常利益でございますが、720万1,650円。税引前の当期純利益でございますが、720万1,650円。当期純利益でございますが、701万6,650円となっております。

次、3ページでございますが、販売費及び一般管理費の内訳になってございます。損益計算書で申し上げました3,872万5,558円の内訳になっておりますのでご覧いただきたいというふうに思います。

4ページには株主資本等変動計算書となっておりますのでご覧いただきたいというふうに思います。

以上、報告第9号の説明を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 10号だな。

○観光商工課長（渡部公三君） 失礼しました。

報告第10号の説明を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 以上で報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第11号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第18、報告第11号 南会津地方土地開発公社の経営状況について報告を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 報告第11号 南会津地方土地開発公社の経営状況について説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

4月から議会構成が新しくなりましたので、若干の説明をさせていただきたいと思っております。

これ、そもそもは、昭和47年に法律ができました。法律の名前が公有地の拡大の推進に関する法律でございます。この中で土地開発公社につきまして、法律の第3章の中で定められております。これは自治体が単独で持っても差し支えないような法律になっておりますが、南会津郡内はそれぞれが大きな自治体ございませんので、南会津広域市町村圏組合の事業として郡内がまとまって土地開発公社を設立するということで現在に至っております。若干の経緯でございました。

一枚めくっていただきまして、貸借対照表、損益計算書、それぞれでございます。ここに記載のとおりでございまして、現在、特段、大きなものはございません。それぞれ、借方・貸方含めまして、それぞれ762万2,638円となっております。2ページになりますが、財産目録、利益金処分計算書。それから3ページにキャッシュ・フロー計算書となっております。大きな金額には現在なっておりません。

以上の内容でございました。

○議長（齋藤邦夫君） 以上で報告は終わりました。

上着を着用してください。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午前 10 時 29 分)

